

令和 8 年度第 2 回府中市環境審議会

令和 8 年 7 月 2 7 日（月）
午前 9 時 3 0 分から正午まで
府中市役所おもや 4 階第 1 特別会議室

■出席委員（15 名）

吉田智弘委員（会長）、井上真紀委員（副会長）、澤佳成委員、高田秀重委員、市川耕作委員、古後康之委員、佐々木宏一委員、元山淳一委員、浅田多津子委員、最首希咲委員、鈴木康子委員、藤間利明委員、嶋原國夫委員、松壽孝樹委員、吉武考三郎委員

■欠席委員（0 名）

■事務局

【環境政策課】関田生活環境部環境担当参事、田口課長補佐（兼）市民聖苑整備担当副主幹、鈴木ゼロカーボンシティ推進担当副主幹（兼）環境保全センター担当副主幹、中澤空き地・空き家対策担当副主幹、熊谷環境改善係長、小澤ゼロカーボンシティ推進担当主査、町田自然保護係長、米山、藤井

【産業観光課】時田農政担当主幹

【資源循環推進課】大川課長

【公園緑地課】直井課長、大塚課長補佐

■傍聴者

1 名

■議事

1 開 会

2 第 2 回府中市環境審議会のご意見と対応について

3 議題

(1) 第 3 次府中市環境基本計画の進捗状況について

(2) 第 3 次府中市環境基本計画の中間見直しについて

4 その他

5 閉 会

■配布資料

資料 1 第 2 回府中市環境審議会のご意見と対応について

資料 2 第 3 次府中市環境基本計画の進捗状況について

資料 3 府中市における温室効果ガス排出量等の状況（～2023 年度）

資料 4 第 3 次府中市環境基本計画の各指標の評価について

資料 5 第 3 次府中市環境基本計画の中間見直しについて

資料 6 府中市公園樹木等ガイドライン

【事務局】

皆様、おはようございます。お待たせいたしました。定刻を過ぎましたので、ただいまから令和8年度第2回府中市環境審議会を開催させていただきます。

皆様、本日は大変お忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

開催に当たりまして、皆様にお願ひ事項がございます。毎度のことではございますけれども、質疑、審議を行う際は、発言される前に挙手をいただきまして、会長より指名がありましたら発言をいただくようお願いいたします。また、お手数ではありますが、議事録の関係上、発言をされる前に「～です」と名乗っていただいてからお話しいただくよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、会議に入ります前に、いま一度資料の確認をさせていただきます。お手元にお配りさせていただきました資料といたしまして、まず初めに「次第」、続いて資料1「第2回府中市環境審議会のご意見と対応について」、続いて資料2「第3次府中市環境基本計画の進捗状況について」、資料3「府中市における温室効果ガス排出量等の状況（～2023年度）」、資料4「第3次府中市環境基本計画の各指標の評価について」、資料5「第3次府中市環境基本計画の中間見直しについて」、資料6「指標一覧」、資料7としまして冊子になっております「府中市公園樹木等ガイドライン」。あと、追加で配らせていただきました委員よりご提出いただきました資料でございます。

以上、お配りしておりますが、資料の過不足等、お手元にない方はいらっしゃいますでしょうか。では、進めさせていただきます。

続きまして、欠席者の報告をさせていただきますが、本日は全委員が出席しておりますことを確認させていただいております。

また、本会議につきましては、定足数が過半数に達することで成立することとなっておりますが、本日の会議は出席委員数が過半数に達していることから、有効に成立することをここでご報告させていただきます。

それでは、ここから先の進行につきましては、会長、よろしくお願いいたします。

【会長】

これから先は私が議事を進行させていただきます。

審議に入る前に、委員会の皆様に申し上げます。本日の会議におきましては、11時30分までの予定となっております。発言は簡潔明瞭を心がけ、会議に要する時間の短縮にご協力くださいますようお願いいたします。

それでは、初めに傍聴について委員の皆様にお諮りしますが、府中市情報公開条例に基づき原則公開となっております。傍聴人はいますか。

【事務局】

本日の傍聴希望の方は1名です。

【会長】

入室を許可してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【会長】

では、入室を許可します。

(傍聴者入室)

【会長】

それでは、次第２「第２回府中市環境審議会のご意見と対応について」に進みます。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、資料１「第２回府中市環境審議会のご意見と対応について」ご説明をさせていただきます。本資料は委員の皆様から事前にいただきましたご意見・ご質問と、それに対する事務局の考え方や対応内容を整理したものでございます。事前に資料をご確認いただく期間が十分に確保できず大変恐縮でございますが、本日は議事の都合上、資料の詳細な説明は省略させていただきますして、資料の配付をもって説明に代えさせていただきたいと思っております。いただいたご意見を踏まえ、文言の修正や注釈の追加、評価結果の見せ方の改善等を実施しております。

また、ご意見として承りまして、今後の施策の検討や次期計画策定時の参考とさせていただきます事項もございました。

詳細につきましては、資料をご確認いただきまして、ご質問やご意見等ございましたら、この場、もしくは会議が終わった後にお伺いできればと存じます。

事務局からは以上でございます。

【会長】

第２回府中市環境審議会のご意見と対応について、事務局から説明がありました。何かご質問はございますか。

【事務局】

すみません、事務局から１点、補足をさせていただきます。環境政策課副主幹の鈴木です。

質問中、ナンバー８でございまして、こちら市民に対して協力をお願いしたい事項を取りまとめて周知することを実施してはどうかというお話をいただいております。この回答内容に不足がございました。ゼロカーボンという観点でお答えいたしますと、府中市のホームページで「エコトライ」といったものを掲載させていただいております。市民の皆様をお願いしたい事項を掲載しております。市民の方の協力を得るために、今後また方法展開の充実や手法に関しましては、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

【委員】

この内容について、質問していいですか。１点目は、項番９の後段のところで、事務局は総資源化量の指標を廃止するとしているが、指標を総資源化量ではなく総資源化率に変更してはどうですかとの提案です。ごみ総量が減れば、当然、総資源化量は減るので指標の意味がないということであれば、指標を「資源化量」ではなく、「資源化率」に変更してはどうかの意味です。事務局は、指標とはせずに、数値の監視を継続するとしているが、本件について、皆さんのご意見をお聞きしたい。

それからもう１点は、項番２０、２１、２２は私が提案させていただいたのですが、今回は中間見直しであり、環境基本計画を全面的に書き直すことはマンパワー的に大変だし、次期計画策定時に持ち越すことも考えられるが、中間見直しの読み手である市民としては、最新の内容（図、表を含む）や現時点の進捗状況

等を踏まえた内容に反映しないと違和感があるのではないかということです。そういうことも含めて、ご検討していただければと思います。

以上です。

【会長】

ありがとうございます。ただいまのご意見に対して、項番9番目と、20、21番目について、事務局からお答えすることはありますでしょうか。

【事務局】

資源循環推進課の大川と申します。委員さんご指摘のとおり、後期総合計画にも資源化率というのが掲げられているのですが、ご説明いただいたとおり、もの自体がということで、資源化の量というものが減ってしまうというのはもちろんなのですが、リデュース、リユースの取組が進むことで、全体的にごみの量と資源化の量がバランスよく減ってくればいいのですが、リユース、リデュースが減ることによって資源化されるものを中心に減ってきてしまうところがあるので、必ずしもこれを指標にするので、どうなのかなというところで回答させていただいたのですが、こちらについては後期基本計画にも載せているところがありますので、指標としてふさわしいかというのは、もう少し慎重に検討させていただきたいなと考えております。

以上です。

【会長】

もう1つの20、21のほうに関しては。

【事務局】

回答させていただきます。環境政策課、熊谷と申します。今、いただきましたとおり、環境基本計画、大まかに全面で修正するという内容で今のところは中間見直し、事務局としては考えていないという方向性をお示しさせていただいているのですが、なぜ中間見直しをするかというところにつきましては、法令改正とか、総合計画後期の基本計画との整合性を図るためというところが主な部分でございます。そのための中間見直しと我々は認識させていただき、お示しさせていただいているところでございます。

なので、なぜ今なのかというところ、中間年だから見直しを行うというところで、なぜ見直すのかというところだと、先ほど申し上げた法令改正等、社会情勢等の変化に伴って行うところでございます。

大きな変更につきましては、次期総合計画でというところで委員のお見込みのとおりで進めさせていただきたいと思っておりますし、審議の後半で事務局としての考えをお示しさせていただきたいと思っておりますので、その際にもまたご意見をいただければと思います。

以上です。

【会長】

ありがとうございます。そのほかいかがでしょう。意見を出していただいた方、補足という形でもよろしいかと思いますけれども。ないですか。

それでは、次第3「議題」に進みます。

議題（1）第3次府中市環境基本計画の進捗状況について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、「第3次府中市環境基本計画の進捗状況について」ご説明いたします。資料2をご覧ください。これより各指標の進捗状況についてご説明いたします。なお、今年度から変更点といたしまして、昨年度審議会でいただいたご意見を踏まえまして、新たに「今後の取組の方向性」という欄を設けさせていただ

いております。右下の部分でございます。各指標につきまして、今後どのような方向性で取組を進めていくかを記載しておりますので、併せてご確認いただければと思います。

また、本資料は、各指標の直近の実績値を取りまとめたものでありまして、中間見直し後の目標値や指標等はまだ反映しておりません。中間見直し後の指標や取組内容につきましては、後ほど、資料5以降で説明いたしますので、あらかじめご了承ください。

それでは、まず基本方針1の府中市における温室効果ガス排出量等の状況についてご説明をいたします。

【事務局】

それでは、基本方針1の進捗の説明に入る前に、国や東京都、府中市の温室効果ガスの2023年度の現状などをまとめた資料3の内容についてご説明いたします。資料3をご覧ください。本資料及び指標では、温室効果ガス排出量やエネルギー消費量の数値の最新年度の大部分が2023年度となっております。これは温室効果ガス排出量を算出するに当たり、必要となる各種統計データが出揃うのが、算定を実施する年度のおよそ3年前となるため、今回の審議会でお示しする最新年度については2023年度となることについてご承知おきいただければと思います。

それでは、資料3の右下にあるスライド番号の2ページをご覧ください。このページでは、国及び東京都の温室効果ガス排出量の推移を記載しております。国及び東京都とも全体としてなだらかに減少していることが分かります。2013年度が基準年度となりますが、基準年度比で国が23.5%、東京都が20%減少しておりまして、前年度比については国が4%減少、東京都は0.3%の微増となっております。国につきましては、2024年度の最新の数値も出ておりますので、そちらの数値を記載しておりますけれども、年度比につきましては2023年度の数値を基にお示しをしているところでご認識いただければと思います。

この減少につきましては、製造業の生産量の減少等によるエネルギー消費量の減少、また、省エネ機器の普及などによるエネルギー消費量の減少や再生可能エネルギーの拡大、原子力発電の再稼働による電力の低炭素化に伴う二酸化炭素排出量の減少によるものと捉えております。

なお、国における最新のデータを追加しておりますので、2024年度は2023年度比で1.9%減少しているという状況になります。

続きまして、スライド番号3、府中市の温室効果ガスの推移をご覧ください。左側のグラフですが、国、東京都の傾向と同じく基準年度である2013年度比で22.7%、前年度比では9.4%減少しております。ここで数値が大幅に減少しているのは、下のほうにも書かせていただきましたが、CO₂排出係数の定義変更による影響がございます。従来の算定では電気事業者が発電に伴い排出したCO₂排出量を、販売した電力量で除して算出した「未調整排出係数」を用いてきましたが、国の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定実行マニュアル」の使用係数の変更に合わせて、2023年度値の算定からは電気事業者が調達した非化石証書などの環境価値が反映された「基礎排出係数（非化石電源調整済）」を使用することになったものです。

参考として従来の未調整排出係数で算出した2023年度値を申し上げますと、全体としては1,009千トンCO₂換算、うち二酸化炭素が944千トンCO₂となり、ハイドロフルオロカーボンの排出量が減少したことにより、全体として減少しております。

右のグラフをご覧ください。こちらは温室効果ガスのうち約9割を占める二酸化炭素排出量について、部門別に示したものとなります。2023年度の排出量

は 870 千トン CO_2 であり、そのうち家庭部門が 32%、業務部門が 28% と合計で約 6 割を占めております。なお、業務部門の内容ですが、事務所や小売店、飲食店、学校などが主な対象範囲となっております。

続いて、スライド番号 4 をご覧ください。こちらは二酸化炭素排出量の推移を部門別に表したグラフになります。全ての部門で減少傾向にありますが、先ほどと同様、従来の未調整排出係数で算出した 2023 年度値を申し上げますと、数字だけ申し上げます、産業部門 208、業務部門 272、家庭部門 302、運輸部門 154、廃棄物分野（一般廃棄物）が 8 で、全体では 944 千トン CO_2 となっております。前年度比では微増となっており、業務部門の排出量の増加がその要因となっております。

続いて、スライド番号 5 をご覧ください。家庭部門における近隣市の二酸化炭素排出量の推移を記載しておりますが、左側の家庭部門における府中市の排出量のグラフですが、これまでの全体の傾向と同様に、基準年度及び前年度比で減少となっております。近隣市との比較においても、おおよそ同様の動きとなっていることが見て取れます。

次に右側のグラフですが、こちらは二酸化炭素排出量を 1 人あたりに換算したグラフとなります。府中市は 1.06 トン CO_2 となり、近隣市の平均を下回る数値となります。

続いて、スライド番号 6 をご覧ください。こちらは電力の二酸化炭素排出係数の推移となります。排出係数について簡単にご説明いたしますと、電気をつくるときにどれだけの二酸化炭素が出るかを示す数値となります。この数字は 1 キロワットアワーの電気をつくるときに排出される二酸化炭素の量を表しています。この排出係数が低ければ低いほど、二酸化炭素の排出が少ない電力ということになります。

東日本大震災以降、原子力発電所の稼働停止により、排出係数が高くなっておりましたが、再稼働や再生可能エネルギーの普及により排出係数も減少傾向となっております。なお、こちらのグラフにおいては、2014 年度以降は東京都エネルギー環境計画制度における再エネ価値等を反映した排出係数となっております。

右側のグラフですが、こちらは府中市の家庭部門におけるエネルギー消費量を世帯あたりに換算してお示ししたものとなります。基準年度、前年度比ともに減少しており、その要因としては省エネ機器の普及に加え、電気代の高騰による節約行動や暖冬による影響などが考えられます。

続いて 7 ページになります。こちらは家庭部門と業務部門について、2013 年度を 100 とした場合の各指標の変化を示したものになります。家庭部門については、世帯数が年々増加している一方で、エネルギー消費量、 CO_2 排出量ともに減少しております。業務部門については、2023 年の 5 月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが 5 類感染症に移行されたことも影響してか、エネルギー消費量は前年度より増加しておりますが、全体としては減少傾向というところでございます。

最後に、8 ページをご覧ください。こちらには府中市の活動量と太陽光の導入量などを参考として記載しております。左上の産業部門の製造品出荷額については 2023 年度も増加しておりますが、二酸化炭素排出量が減少しているのは、様々な要因が考えられますが、電力の脱炭素化に伴う電力由来の CO_2 排出量の減少等が挙げられます。これらの状況を見極めながら、引き続き事業者へのアプローチについて検討してまいります。

左下には太陽光発電設備及び想定発電量（累積）のグラフを記載しております。府中市では、2023 年度、令和 5 年度に太陽光設備などの補助金を大幅に拡充

したため、パネルの容量も増加しているものと捉えております。

資料3の説明については以上です。

それでは、資料が前後しますが、資料2の進捗管理表の説明に移ります。資料2のほうをご覧ください。

まず1ページになります。私からは基本方針1の指標についてご説明いたします。指標の1つ目と2つ目、「市内の温室効果ガス排出量」と「市内のエネルギー消費量」になります。先ほどの資料でご説明したとおり、基準年度となる2013年度からは減少傾向となっており、前年度比についても減少しているという状況です。しかしながら依然として目標との乖離が見られております。このため遅れが生じていることから、実績の評価は2つともBとしております。

遅れを取り戻すに当たり、実質再エネ電力の普及を広げていくほか、エコハウス設備設置費助成金については、2023年度より大幅に拡充して実施をしているところでございます。

2ページをご覧ください。「民生家庭部門のエネルギー消費量」になります。先ほどご説明した市内の温室効果ガス排出量やエネルギー消費量と同様に減少しており、基準年度比で7.7%、前年度比で4.7%の減少となっています。世帯数は基準年度から年々増加しており、2013年度比で10.6%、世帯数でいうと1万1,306世帯増加している中で、エネルギー消費量が減少するという結果になっております。こちらは省エネ機器への買替えや、1ページ目の下段、市内エネルギー消費量でも記載しておりますが、節電要請や暖冬、エネルギー価格の高騰による節約行動がこの結果に現れているものと考えております。

以上、基本方針1の成果指標の説明となります。

【事務局】

では、続きまして、基本方針の2から5の各指標についてご説明いたします。ほとんどの指針につきましては、おおむね順調に進捗をしておりますが、4つの指針で実績の評価がC、遅れが生じている、このままでは目標達成が難しいとなっております。時間の都合もございますので、本日はこれらのC評価となっている指標を中心に説明させていただきたいと思っております。

【事務局】

初めに7ページ下段をご覧ください。指標項目、「小・中学生に対する自然環境教育の実施件数」についてでございますが、コロナ禍明けの2022年に事業を再開して以降、減少傾向となっております。要因としては、天候や河川工事起因する事業の中止に加え、小学校からの学習支援依頼の回数の減少などが考えられます。特に天候に関しては、野外での事業実施が中心となる当事業の性質上、影響が避けられないものであります。進捗を好転させる施策の例として、イベントの予備日を設定すること、屋内イベントを追加で企画すること、学習支援プログラムのパッケージ化による学校側負担の軽減などが考えられますが、現状それらは協力団体、費用、人員の都合上困難であり、現時点においてはこのままでは目標の達成が難しいと評価せざるを得ないということから、C評価としております。

なお、大丸用水堰の改築工事が2025年度中に完了したこと、市内の小学校から新たな学習支援の依頼が来ていることなどから、2026年度以降に関しては、ある程度の回数増が見込まれていることを申し添えます。

【事務局】

続きまして、10ページ下段をご覧ください。指標項目、「市民1人1日当たりの収集後資源化量」についてでございますが、市民のごみ減量意識の定着や近年の物価高騰などもあり、家庭から出るごみそのものの減少傾向が続いており、

中間処理施設においてごみから選別し、取り出す資源の量も減少しているもので、目標値まで差がある、達成が難しいことからC評価としております。

なお、こちらの指標につきましては、先ほどもいただいたご意見の中でもご説明させていただきましたが、リデュース、リサイクルからリユース、リデュースが推進することで、実績値が伸びない状況が考えられ、指標としてなじまないことから廃止し、今後の参考として数値の把握を継続してまいります。

【事務局】

続きまして、13ページをご覧ください。上段の指標項目、「市内の狭あい道路の割合」についてでございます。これは市道の全体に占める狭あい道路の割合を示したものでございます。また、狭あい道路の定義といたしましては、主に幅員4メートル未満の道路とさせていただきます。

本件を担当しておりました建築指導課では、狭あい道路拡幅整備事業を実施しておりまして、毎年狭あい道路の解消に向けた取組を進めております。しかしながら過去5年間にわたり目標値を達成できておらず、現状のままでは目標達成が困難であるということから、評価をCとしております。

今後は周知・啓発を一層強化することで、狭あい道路拡幅整備事業の活用を促進し、狭あい道路の解消につなげていきたいと考えております。具体的にはエリアを絞って狭あい道路に面する宅地に対して事業案内を実施すること、また、各種イベントでの出展などを実施し、目標達成に向けて推進をしていきたいとこのことでございます。

なお、本事業につきましては、さらなる内容の充実に向けて取り組むことができますよう、組織改正を実施いたしまして、2026年度より主管課が建築指導課から道路課へと変更となっております。

続きまして、15ページをご覧ください。指標項目、「多摩川清掃市民運動参加者数」についてでございますが、2020年から2022年の3か年はコロナ禍により中止したもので、コロナ禍明けの2023年以降も目標値を達成しておらず、横ばいの状況が継続しております。理由としましては、自治会会員の減少など、1団体当たりの参加者が減少しているためで、目標値まで差があり、このままでは達成が難しいということから、C評価としております。

以上の4つがC評価となっている指標でございます。

なお、各方針の指標の評価につきましては、別の資料4「第3次府中市環境基本計画の各指標の評価について」でまとめさせていただいております。事前にいただきましたご意見を踏まえまして、資料1の項番16に記載させていただいておりますとおり、評価欄に前年度比較が分かるよう記号を追加するなどの修正を実施しております。

事務局からの説明は以上です。

【会長】

ありがとうございました。第3次府中市環境基本計画の進捗状況について、事務局から説明をいただきました。何かご意見、ご質問等ございましたら挙手をお願いいたします。

また、審議会は11時30分の終了を予定しておりますので、10時30分頃には次の議題の審議を行えるよう、皆様ご協力をお願いいたします。委員。

【委員】

よろしくお願いします。すみません、用語の定義というか、資料3の2ページにあります下段の資料のところ、いま一度確認したいのですが、産業部門、業務部門、そして運輸部門のうち、業務部門について具体的にどういうものかというのを改めてお教えいただきたいと思います。それが1つ。

そして2つ目が、資料2の8ページの上段、「農地面積」のところの「実績の

評価」はBとなっておりますが、これ、前に気がつけばよかったのですが、「やや遅れが生じているが概ね順調に進捗している」というのが、どうもこの表現はなじむのかなと思って。その2つです。

【事務局】

資料3の業務部門の内容についてお答えいたします。業務部門については、事務所や小売店、飲食店、学校などが主な対象範囲となります。

以上です。

【事務局】

続いて農地面積のことについて回答させていただきます。グラフで見ますと、確かに少し乖離が見られているというところで、こちら指標について確定的に当てはめさせていただいてBとさせていただいております。こちら審議会の委員の皆様の中で、こちらBがなじまない、Cのほうがよろしいということであれば。

【委員】

そうではなくて、A、B、Cのところではなくて、「やや遅れが生じているが概ね順調に進捗している」というこの文言が、これを評価するのに適切なのかなと。もうちょっとほかにひねりがきくのではないかなと、ちょっとではなくて大幅に思いました。

【事務局】

どのような指標、評価だとよりよいというご意見などがありますでしょうか。

【委員】

例えば減少が継続しているとか、そういうことが素直な表現ではないのかなと、思っているところです。

【事務局】

ありがとうございます。意見としていただきましたので、こちら内部で確認させていただきまして、また適切な表現にできるように変えさせていただくなど、内部でもませていただければと思います。ありがとうございます。

【委員】

今、委員がおっしゃっていた内容ですけれども、他に、例えば1ページの下「市内のエネルギー消費量」も、「やや遅れが生じているが概ね順調に推移している」、こういう文言だから、文言としてはみんな統一しているから、いいのではないかと思いますけれども、どうですか。

【委員】

他のところについては言及いたしません。この8ページの上段のところの農地面積が、府中市としては農地の保全、面積を守っていくということで進んでいるわけですが、「やや遅れが生じているが概ね順調に進捗している」というのは、減少をそのまま認めている、受け入れているということになってしまわないかなと。

【会長】

一旦、意見を。委員。

【委員】

いや、ですから、他のところも同じ文言があるし、委員の今のお話、それを認めるという話になると他のところも同じようなロジックになるはずです。認める認めないと、これが実態なのですから。農地面積だけがそれはまずいと。他はいいよという話でもないから。

【会長】

これはもう、最初のA、B、Cの定義のところでの文言になっている以上は、ここは今、触れるところではなくて、それは次の計画のときの定義のときに議論すべきだったので、ここはもう、ここで議論することではないので、この議論

に対しては終わりといたします。

【委員】

承知しました。

【会長】

その他に何か。

【委員】

今の議論と全く関係ないのですが、資料3の3ページ目を見ると、業務部門からの排出が家庭に続いて第2位となっているのですが、指標の評価の中で、業務に対する評価を入れてもいいのではないかと。2番目に大きいということは、それだけ対策の余地はまだあると見てもいいのではないかとというのが1つ目です。

それから、同じく資料3の6ページ目の説明のところで、私が聞き間違えたのかもしれませんが、左側の東京都の電力の排出係数のところですが、この中で原子力の効果があったと聞こえたのですけれども、2023年度、オールジャパンでみれば確かに原子力再稼働があるのですが、東京都の場合、原子力は動いていないと考えるのですけれども、その辺いかがでしょうか。

以上2点です。

【事務局】

指標に関しましては、別途またご検討させていただければと考えております。

【会長】

もう1点、原子力のお話については、いかがですか。

【事務局】

東京都のところでのご説明としては内容が不十分だったかもしれないのですが、東日本大震災以降、原子力発電所の稼働停止により排出係数は高くなっていたところのご説明を差し上げまして、基本的には2013年度から見て減少傾向にあるという説明の中では、そういった説明をさせていただいたところでございます。

【委員】

東京都の評価をする上で、原子力の説明はまずいと思うのですけれども、オールジャパンでは確かに原子力ありきで。2013年、震災以降、石炭とガスのたき増しによって係数が悪化しているのは確かで、ただし改善しているのは恐らく石炭からガスへ転換とか、再生可能エネルギーの増加というところに、東京都だけで見ればそういう変化だと思うのですけれども、認識は合っていますでしょうか。

【事務局】

ご意見受け止めまして、こちらで次回以降の説明内容の修正をさせていただきます。

【会長】

そのほか。

【委員】

資料2の7ページ下段の「小・中学生に対する自然環境教育の実施件数」の評価が「C」となっています。これは環境政策課が管轄する「府中水辺の楽校」などの自然環境教育に係るイベント件数が20件の目標に対して昨年7件と達成していないから「C評価」ということなのでしょうが、これをもって府中市全体の自然環境教育未達成という印象を持たれないでしょうか。

実は、先ほど隣の「府中かんきょう市民の会」の浅田代表にお話を伺ったところ、小学生向けの環境学習を同会は以前から活発に実施しており、これまでの五小や四谷小に加えて今度2小でも始めることになったのだそうです。これは環境政策課とは部署が違い教育委員会管轄になるのかもしれませんが、市全体として

は、ある面では大変活発に環境学習がなされていると言ってもいいのかもしれませんが。環境政策課としての指標では未達成だと反省することは、それで仕方のないことでしょうか、小・中学生向けの環境学習などは府中市全体で捉えないと、狭い範囲で判断してもそれが実情を反映しているのか疑問ではないでしょうか。

そこで、部署をまたがる同様の環境学習件数をA Iなどを使って簡便に調べられるなら、欄外にでも記載して、「“府中水辺の楽校”は残念ながら未達成となったが、市全体としての環境学習は活発になされている」などのコメントを加えることではできないのでしょうか。

【会長】

ですので、これ、市以外で実施している件数がまず数えられるかというところ、それができなければできなくてもよくて、定性的にもやって、活動が活発になっているので、この程度でいいみたいなどの考え方も検討していただきたいというところかなと思いますので、ご検討いただければと思います。

そのほか。委員。

【委員】

今の委員のご意見に追加になるのですけれども、同じ項目、「小・中学生に対する自然環境教育の実施件数」のところなのですが、お話があったとおり、私のほうでも都立公園の指定管理のほうに関わらせていただいていますけれども、かなりの数、総合学習の受入れというところで、小学生の方に来ていただいて、先生、生徒と一緒に園内の除草作業をするといったことはかなりの数あるので、そういうところも数に含められるのかなと思ったりもしました。

もし、府中市が何らかの形で直接関わっていないところの数は含めにくいというのであれば、そういうところに来ていただいて、ちょっと府中市の環境の取組について話していただく。そうすることで、府中市の取組にしようというやり方もあるのかなとは思ったので、協力体制を強化にするという意味も含め、そういうやり方もあるかと思いましたので、ご提案でした。

【委員】

今、委員がおっしゃられた府中市の職員がちょっと来て、何とかかんとか、これは行政としてそういうやり方は、ルールとしては絶対にいけないと思いますので、その辺はちゃんと正面切ってやるべき。今のようなことは決して推奨されるものではないと私は思います。

【会長】

関連して、先に委員から。

【委員】

関連してなののですけれども、ちょっと話すだけというよりは、本当にそこで市の方が一緒に活動をする、そういう雰囲気ができることが大事なのかなとも思います。一緒に除草作業という活動があったとしたら、一緒に活動もきつとするはずなのです。そこで小学校とのつながりも出てきたりもします。ただ話すだけというのは確かによくないと思うのですけれども、そこに来て、一緒に活動する、そこまで含めてであれば、今後にもつながる取組にもなると思いますので、私はいいいのかなと思いました。

【委員】

まず、2019年のときの15から14ぐらいですか、この目標を立てた根拠を教えてくださいたいと思います。1点。

【事務局】

こちらの根拠なののですけれども、なぜ最終的に2019の実績14回から、最終的に年20回をキープするにしたかということ、細かい数字の根拠のご説明は難しいのですが、先ほどの説明とちょっと重複になりますが、子どもに対してこう

いったイベントを実施する、自然に触れていただく機会を安定して提供していくというところで、また無限に増やすことはもちろん事務局の体制上難しいところもありますけれども、将来に向けてこの回数を充実させていくということで、目標値を20に設定しています。大まかな説明としてはそうなります。

より細かい当時の数字の立て方の根拠であるとかが、もしお求めのようでしたら、お調べして後ほどお伝えいたしますが、いかがですか。

【委員】

根拠はちょっと知りたいと思います。今、これは評価だけなので、プラスアルファどう文言をつけるかというところは、書くのはよろしいと思うのですが、行政が進めていく上ではCという評価であるということは現実そうなので、この件に関して評価自体は納得すると思っております。

【会長】

関連ですか。委員。

【委員】

関連です。この指標というのが、行政が主体となって企画、立案、実施していることがどうなっているのかということの評価するところだと思いますので、変に粉飾決算的なことをあえてここで考えなくてもよろしいのではないかと考えています。以上です。

【事務局】

もう1つこの件についてお伝えしますと、学習の機会をつくるというところに関しては、行政のほかの業務との兼ね合いで、何か目標値を設定しておかないと、どうしても他のところにリソースをとられて、優先順位的には削られがちなところがあります。ですので、あえてこういった指標を設けさせていただいているところは大きいかなと思っております。

【委員】

2019年よりも増やしていく方向性があるわけですから、今の担当課からのご発言はいかがかなと思っております。日々努力が足りないと、今の発言を聞いて思いました。以上です。

【会長】

ありがとうございます。一応数値化の目標を出しているので、それに対して私たちは数字で評価するしかないの、そこを忘れずに。そこで今、議論があったことに対して、ここはちょっと問題点だよねというのがあったら、次のときにそれを踏まえた上で、例えば一から府中市が立ち上げてやるのではなくて、先ほど委員が言ったような形はあり得るのかとか、それは一から立ち上げるのはものすごく労力がかかってしまうので、それは難しいのだったらそういうアイデアという可能性も考えて、検討して、先ほどの委員のように、やっぱりそれはまずいだろうとなったら、それはしないとか。そういった議論も次に関しては考えていく。ですけれども、今回の場合に関しては、最初に決めたことに対しての評価をしていくしかないの、そこは今、言った問題点を挙げつつ、進めていくことかなと思います。

この議論は一旦終わりにして、その他。

【委員】

資料2の3ページ目と、資料3のスライド7枚目の関係で、資料2の3ページ目のほうからは、再生可能エネルギーが普及しているのはよく分かるのですが、これは実際のCO₂の排出も減っています。どれくらい寄与しているかというあたりは、市のほうは把握されておりますでしょうか。

【事務局】

お答えさせていただきます。資料2の3ページの太陽光発電システム、蓄電池

のことについてということによろしいでしょうか。

【委員】

太陽光発電のほうは実際の発電なのでいいと思います。

【事務局】

こちら補助件数、各家によってどれだけのワット数を設置しているかそれぞれ違うので、大まかなところしか把握していないのですけれども、数字を後でお渡しさせていただくので、調べさせていただければと思います。後ほど回答させていただきます。

【会長】

その他いかがでしょうか。

【委員】

今の委員のご意見とかぶるのですけれども、資料2の3ページあたり、太陽光と蓄電池とあと断熱窓が、去年もですけれども、今年またさらに増えていて、結果としては全然ベストだと思うのですが、この背景とか、どんなものかなと思っているのです。いろいろな委員会とかも出させていただいて、やはり多かれ少なかれこういう傾向があるのですけれども、府中市さんはものすごく伸びていて、その要因は何なのかと考えたときに、いろいろあると思うのです。太陽光の設置義務化、新築ですが、そういうこともあるし、都とか国の補助金があるというのもあるのですけれども、補助金の申請をされたときに、簡単なアンケートとか、そういうものをされていると、より市民の方の意識が変わったとか分かると思うのですけれども、そういったアンケートとかはされているのでしょうか。すみません、長くなってしまったのですけれど。

【事務局】

回答させていただきます。エコハウス補助金、助成金をさせていただく際にアンケートとしては、府中市はしております。ただ、アンケートと申しましても、なぜこちらの導入に踏みきったのですかという質問に対して、補助金があったからとか、環境にやさしい生活をしたいからといった一律的なご質問をさせていただいて、チェックをいただいているということをしております。

【委員】

であれば、いろいろな意味で、補助金があるからというのは金銭的なものだと思うのですけれども、環境にやさしいからという意見が例えば8割だったとか、9割だったらきれいにまとまるといいますか、行動変容の外部要因かどうか分からないのですけれども、行動変容が見受けられるとか、そのようにするときにまとまると思いました。

【委員】

今のお話なのですが、今、お話を伺いながらちょっと思ったのですけれども、例えば戸建て率とか、集合住宅率、全住居の中で戸建て率が高いとか、そういうものは関連しそうなのですか。私、この補助金要綱を全然存じ上げないので分からないのですけれども、その辺は何か想像できそうなのですか。

【事務局】

お答えさせていただきます。戸建て率がどれぐらい。

【委員】

戸建て率が高いところの辺は上がるとか、その辺あるのかななんてちらっと思ったのですが。

【事務局】

まず、エコハウス助成金につきましては、太陽光発電と蓄電池がメインにあるのですけれども、そのほか断熱窓だとか、いわゆるエコキュートだとかいろいろございます。主に戸建てにおいてのみ太陽光発電、蓄電池というのがつくという

認識でおりますので、マンションなどにつけたものは助成対象外になっております。我々の市の助成においては、戸建てにおいてのみ対象と考えていただければ。お答えとしてはこの程度になってしまうのですが。

【会長】

よろしいですか。委員。

【委員】

今のとは関係ないところになるのですけれども、資料2の8ページ、「農地面積」の指標項目に関するところで、今後への提言というところになるのですが、農地面積が今、現状で減っているということで、またどうにか対策を打っていかねばいけないところがあると思うのですが、最近、都市農業はかなり世界的にも注目されているという流れがあるかなと、まず思っています。東京の中にはゴマ塩状に農地が残っている。当初は都市計画の失敗なんて言われていたところが、今はそれが逆に評価されている、ゴマ塩状に残っていることで、エコロジカルネットワークの形成にも寄与していて、生物多様性の向上にも寄与しているのではないかという話があったりもする。

その中で東京都としても「緑農住まちづくり」といったまちづくりの仕方も推進しているところもあるので、今後も施策について考える中で、東京都の取組との連動も考えてもいいのかなと思ったところだったので、今後の取組の方向性というところで、さらに調査研究するということがあったので、ほかで動いている都市農業の施策との連動も考えてもいいかなと思いました。提言でした。

【委員】

関連でよろしいですか。

【会長】

短く。

【委員】

今、委員がおっしゃられた都市農業の、当然この東京の中にあるというのはとても大事なことだと思っています。ただ、私、いつも思うのですが、都市の中で農地がやっていけるのかなと。こんなに街路灯も多いし、いろいろな照明も多いし、できるのかなと思っているので、隠れればいいでしょうけれども、まちの構造がまた道路のそばに立っている街路灯などの関係もあるので、できるのかなとちょっと思っています。以上です。

【会長】

すみません、今のは否定的な意見というご意見で。

【委員】

そうですね、大事だけれどもそれはできるのかなと思っています。

【会長】

委員の意見に対する、それは実行可能性が低いからあまり。

【委員】

旗を振るのはいいのですけれども、実行可能性って本当にあるのかなと。農業委員会の会長さんもいらっしゃっているので、大変厳しいと思いますが、もっと本当にいろいろな施策を講じなければ、委員の求めるところまでには達しないのではないのかなと思っています。

【委員】

いいですか。今の委員の農地が減って行って、これでいいのかという話なので、すけれども、今の国の政策では、相続税に対して抜本的な何か改善がされない限り、相続が発生するとその土地の評価が幾らです、何億円ですとかと言われたら、現金をそんなに持っているわけではなくて、売らざるを得ないのです。そこを国が真剣に、東京都だけではなくて、東京都からも我々農業委員会を含め

て、国にどんどん要望書を出しているのです。もうしつこいくらい何年も出しているのですけれども、なかなかその辺、国の政策が変わらないのです。それが変わらない限り減少していきます、確かに。毎年1万平米ぐらいずつ減っているのですから、府中市の農地。

【会長】

外部要因に書かれている相続税の支払いが負担になっているところですね。ここが改善されない限りは先ほど委員が言ったようなことは難しいかもしれないよというところですね。これは今回の話でいくと、ちょっとここには反映しにくいご意見があったという形か、議事録には残りますけれども、というところですよ。でも、次の計画のときにはそういうものを踏まえて、例えば生物多様性の文言を入れるとか、そういう要素は委員からはあり得るかなと。

【委員】

今の質疑に関連して、府中市のほうで相続の発生した農地を買い取ったり、あるいは買い取って農業後継者と一緒に何か事業をすとか、そういうことをやられていないのでしょうか。

【事務局】

農政担当主幹の時田と申します。確かに生産緑地が相続などで解除されますと、市に買い取りの指名がある制度もございますが、なかなか金額的にも買い取るのが難しい状況でございます。また、買い取った農地をどう活用していくかというところもございまして、全部市民農園にすればなんてご意見もあるのですが、今、市内の市民農園は14か所ございまして、他市以上の数があるという状況でございます。

そんな中で、農地を残すためにどうするかということで、実は昨年度から農地の貸借、農家さん同士の貸借に対して支援をしていく取組を始めております。農地の貸し主に対してご支援申し上げることによって、なるべく農地を有効活用していこうということで、取組を始めているところでございます。

なかなか買うのは難しい状況でございますが、先ほどの委員のご提言にもありましたように、東京都と連携して何か新しい施策ができるかどうか今後考えていきたいと考えております。以上です。

【会長】

ありがとうございます。今の質問に対する回答に対して、「今後の取組の方向性」のところに、今のおっしゃったことは追加しといていただくといいのかな。それは実現可能かどうかは別として、実際にそれで貸すということだったりとか、買取制度があるということ、でも買い取りは難しい。だけれども、貸すという選択肢も取り入れつつあるというのは、「今後の取組の方向性」に入れておいていただければ、また同じ議論を委員が代わったときにしなくていいと。私たちは今、いるから把握できますけれども、委員が代わってしまうとまた一から議論が起こる可能性がある。今の話はすごく皆さん腑に落ちたところがあると思いますので、「今後の取組の方向性」にご意見等をぜひ入れていただけるといいかなと思います。

【事務局】

方向性のところに記載をさせていただきたいと思います。

【会長】

ちょっと時間が押しているので、短く。

【委員】

「農地面積」というところが評価項目としてあるという事実がある以上、農地の面積を維持していくのか、増やしていくのかというところはやっぱり打っていく必要がある。その中でこういう議論を重ねていくというところが、やっぱり重

要かと思しますので、今、会長よりあったように、形にも残していくし議論を続けていくというところがまず大事なのかなと。忘れ去られてはいけないなと思うので、そこが重要かと思いました。

【会長】

ありがとうございます。

【会長】

では、次に行きます。それでは議題の（２）第３次府中市環境基本計画の中間見直しについてを審議してまいります。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

こちらの前に、先ほど委員からいただいたご質問の回答だけさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

先ほど太陽光システムなどが補助についてどれぐらい寄与しているかというご質問に対しまして、本助成金によるＣＯ₂削減量は直接算定しているものではないということでご承知おきいただければというところでございます。令和７年度実績においては、太陽光発電システムにおいては３６６件、蓄電池については４４０件、その他もろもろ含めまして１，０６１件助成をさせていただいております。このような導入促進を通じまして、家庭部門における再生可能エネルギーの活用、省エネルギー化、ひいては温室効果ガスの削減に一定程度寄与しているものと考えさせていただいております。

ＣＯ₂を平均これだけ削減できましたよという回答ができなくて大変心苦しいのですけれども、そのような回答とさせていただければと思います。

以上です。

【委員】

はい、もうちょっと大ざっぱな数字であっても、１％なのか１０％なのか、それくらい分かるとありがたい。

【事務局】

環境政策課長補佐の田口と申します。具体的な精緻ではないと思うのですが、ざっと計算したところだと、直近の令和７年度までの実績で申し上げますと、世帯数換算でいくと約２，９２３世帯分の削減効果となっています。令和８年２月１日時点の府中市の世帯数で計算しているのですが、令和８年２月１日時点ですと１３万３，１２９世帯でございます。そのうち２，９２３世帯分の換算で約２．２％相当の削減です。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございます。では、議題の（２）に戻りまして、お願いします。

【事務局】

では、議題（２）のほうをご説明させていただければと思います。「第３次府中市環境基本計画の中間見直しについて」をご説明させていただきます。

前回ご説明させていただきましたとおり、今回の見直しは計画策定後の法令改正や制度変更、事業の進捗状況、国や都の新たな施策との整合などを加えまして、取組内容の時点修正や表現の整理を行うものでございます。大幅な方向転換ということではなく、現状に即した内容への更新が中心となっております。

それでは、資料５を御覧ください。本資料は、第３次環境基本計画の中間見直しの見直し対象である取組内容及び指標について変更箇所を整理したものでございます。

初めに、取組内容についてご説明させていただきます。変更があった取組は全

部で31件ございました。資料中の赤字下線部分が修正箇所となっております。基本方針1「脱炭素型のまちを目指します」につきまして、主な変更点としましては、学校や市の建築物については、東京都の制度改正を踏まえまして、太陽光発電システム等の設置を検討するから、「原則として設置を図る」へ修正をしております。また、水素エネルギーの普及に関する取組では、「Tokyo スイソ推進チーム」に加えて、新たに「TOKYO H2プロジェクト」を位置づけております。

そのほか、EV充電設備の導入につきましては、既に事業を開始していることから、「導入を検討」から「導入を継続」と修正させていただいております。

続きまして、基本方針2「人と自然が調和して豊かな恵みが得られるまちを目指します」につきましては、主に国が推進する「30by30」やネイチャーポジティブの考え方を反映させております。具体的には、市の取組として、生物多様性のための30by30アライアンスへの参加や、市内緑地等の自然共生サイト認定を目指す内容を追加するとともに、事業者側の取組についても自然共生サイト認定を目指すことについて触れさせていただいております。

続きまして、基本方針3「循環型のまちを目指します」につきましては、リサイクルプラザ建替事業が入札不調等により見送りとなったことから、「令和9年度稼働開始を目指す」の記載を削除させていただきまして、「今後は施設の機能の維持と建替を含めた施設の在り方を検討する」という内容に見直しをさせていただいております。

続きまして、基本方針4「安全・安心・快適に暮らせる文化的なまちを目指します」につきましては、1つ目の環境美化に関する取組では、喫煙禁止路線における路上喫煙などに対する過料徴収の運用開始を踏まえまして、その内容を追記させていただいております。

また、4ページ4つ目の馬場大門のけやき並木に関する記述につきましては、令和7年度に作成した第2次保護管理計画に基づく取組内容でと更新をさせていただいております。

基本方針5「協働・連携のための環境が整ったまちを目指します」につきましては、エコクッキングについて、事業休止に伴いまして当該事業名に関する記載は削除する予定としております。しかしながら、委員からもご指摘をいただきまして、地場産農産物の地産地消や食品ロスの削減、環境負荷の少ない調理方法の実施など、家庭における脱炭素化や循環型社会の推進に資する重要な取組であるという認識は、市としても同じように思っておりますので、記載としては地場産農産物の地産地消や食品ロスの削減、環境負荷の少ない調理方法等について、環境学習講座等を通じて普及啓発を行うという内容に修正をさせていただいております。

また、「エコ・リーダー」という表現につきましては、現在、使用していないことから、記載として「地域全体の環境意識の向上や環境保全活動を担う人材の育成」という表現に見直しをさせていただいております。

さらに5ページ上から3つ目、府中の環境につきましては、2023年度報告書までは冊子を作成しておりましたが、2024年度の報告書からは、製本印刷は行わず、ホームページのデータ公表でご報告をさせていただいております。その実態に合わせまして、記載を修正させていただいております。

中間見直しにおきます取組内容の変更についてのご説明は以上になります。

続きまして、指標に関する変更箇所に関するご説明をさせていただきます。資料の6ページを御覧ください。

計画全体の指標数29指標のうち、変更を行うものは11指標でありまして、それ以外の指標については、基本、現行どおりとしております。当該指標につき

ましては、第7次府中市総合計画の後期基本計画における指標体系との整合を図る観点から、見直しを行っております。従来の参加者数や事業の実施回数などの指標については、事業をどれだけ実施したかという活動量を把握する指標でございました。一方で、後期基本計画では、事業を実施した結果として市民の意識や行動にどのような変化が生じたかといった成果を把握することを重視しております。このため中間見直しにおきましては、参加人数や実施回数などの実績把握は引き続き行いながらも、計画の進捗を確認する指標としましては、環境美化が図られていると感じる市民の割合だとか、環境意識が向上した市民の割合など、市民の意識や行動の変化を把握できるような指標で見直しをさせていただいております。

なお、参加人数や事業の実施回数といった数値についても、事業評価の上で重要であると認識しておりますので、引き続き先ほど申し上げたとおり把握をさせていただきますが、計画全体の成果をはかる指標としましては、市民意識の行動の変化をより重視する考え方に整理させていただいております。

それでは、これより順次基本方針1より順番にご説明をさせていただきます。

まず、基本方針1については、指標の変更はございません。

続きまして、基本方針2についてご説明いたします。総合計画との整合を図るために、生物多様性の価値や現状を理解している市民の割合、農地面積、認定農業者数の3指標について、目標値の見直しをさせていただいております。

続きまして、基本方針3に移らせていただきます。市民1人当たりの収集後資源化量につきましては、主管課から施策の成果をはかる指標としてはなじまないとの提案がございました。本指標は、資源化量が多いほど実績値が高くなりますが、一方でごみの抑制、発生の抑制や減量化が進んだ場合には、資源化の対象になるごみそのものが減少するため、必ずしも実績値の向上につながらないという側面がございます。ごみ減量が進むという望ましい成果が生じた場合でも、指標上は評価がしづらいケースが想定されることから、施策の成果を適切に表す指標としてはなじまないという判断をさせていただきました。

このため本指標は、基本指標からは除外することといたしますが、資源化量の推移を把握すること自体は重要であるため、今後も参考値として継続的に確認をしてまいりたいと思っております。

次に、基本方針4では、水質、大気、騒音・振動の環境基準適合率、そして7ページの市内の狭あい道路の割合につきまして、総合計画と合わせまして目標値を更新させていただいております。また、まちなみや景観がよく保全されていると感じている市民の割合につきましても、総合計画との整合を図るため指標名を「良好なまちなみや景観が保全・形成されていると感じている市民の割合」に変更をしています。

さらに騒音、大気汚染などの公害に悩まされている市民の割合につきまして、こちらも総合計画の後期基本計画の指標から外れたことを踏まえまして、基本指標から除外をいたしましたが、今後も参考値として継続的に確認をしてまいりたいと思っております。

最後に、基本方針5、協働・連携のための環境が整ったまちを目指しますにつきまして、ご説明させていただきます。府中かんきょう塾に参加した人数（延べ人数）及び多摩川清掃市民運動の参加者数につきましては、第7次府中市総合計画後期基本計画との整合を図る観点から、指標の見直しを行っております。

前回の審議会では、環境意識の向上を指標とすることについて、アンケート調査が回答者の偏りが生じる可能性があるということのほか、もともと環境意識の高い方が参加している場合には事業による効果を適切に把握できないのではない

かというご意見もいただきました。事務局といたしましても、参加人数は客観的で分かりやすく、事業の実施状況の活動の広がりを把握する上で重要な指標であると認識させていただいております。一方で、参加人数は事業がどれだけ実施されたかを見るための指標でありまして、環境意識の向上は事業によってどのような成果が得られたかを見るための指標であることから、両者はそれぞれ役割が異なるものだと考えております。従いまして、今回の見直しとしましては、参加人数という活動量を把握する視点を否定するものではなく、事業の成果を把握する視点を加えるものでありまして、参加人数そのものを評価しなくなるという趣旨ではございません。

参加人数等の実績につきましては、今後も指標評価や事業運営における重要な実績として継続して把握をしてまいりたいと思っております。

その上で、計画の進捗管理指標につきましては、総合計画後期基本計画の考え方に合わせ、市民の環境意識や行動の変化といった成果を把握する指標へ見直すものでございます。

なお、環境意識の向上に関する指標につきましては、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえまして、アンケートの実施方法や設問の内容、集計の方法につきまして工夫しながら、より実態を把握できるように運用してまいりたいと思っております。

続きまして、資料の8ページをご覧ください。こちらの資料につきましては、先ほどご説明しました指標の見直し内容を反映した2027年度以降の指標体系を一覧にまとめたものでございます。基本方針ごとに成果指標及び参考指標の基準値、現状値、目標値並びに担当課を整理させていただいております。赤字箇所が今回見直しに伴う変更箇所となっております。変更理由及び修正内容につきましては、先ほどご説明したとおりでございます。

なお、資料の下段に記載のとおり、市民1人1日当たりの収集後資源化量、府中かんきょう塾に参加した人数、騒音・大気汚染などの公害に悩まされている市民の割合、また、一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の移動測定車「おおぞら号」により測定、及び多摩川清掃市民運動参加者数につきましては、基本の指標からは除外しておりますが、委員の皆様からいただいたご意見も踏まえ、過去からの推移や経緯が分からなくならないよう、引き続き参考数値として実績を掲載しまして、継続的に把握してまいりたいと思っております。

では、最後に資料6をご覧ください。今回の中間見直しにつきましては、先ほどご説明させていただいたとおり、法改正や総合計画との整合を図るための修正が中心となっております。大きな方向転換を行うものではございません。そこで委員の皆様には、資料6に記載しておりますB評価、C評価の指標を中心に、今後の改善策や取組の方向性についてご意見をいただければと考えております。

資料6では、現在、B評価またはC評価判定の指標を整理させていただいております。各指標の進捗に影響を与えた外部要因や、市として今後予定している取組の方向性について記載をしておりますが、目標達成に向けては既存の取組に加え、さらなる工夫、新たな視点が必要であると考えております。

そこで委員の皆様におかれましては、B、C評価となっている指標をさらに推進するために必要な取組、ないしは市民、事業者、関係団体との連携強化の方策、また、普及啓発や参加促進に関する効果的な手法、最後にその他、目標達成に向けて有効と考えられる施策やアイデアなどについて、それぞれのお立場や専門家の見地からご意見をいただければと考えております。

特に温室効果ガス排出量やエネルギー消費量の削減、自然環境教育の充実、ごみ減量の促進、生活環境の改善、市民協働の促進など、計画の重点分野においてどのような取組が効果的であるかについて、ご助言をいただければ幸いです。

ます。

長くなりました。大変申し訳ございません。何とぞよろしくお願いいたします。事務局からのご説明は以上となります。

【会長】

ありがとうございました。第3次府中市環境基本計画の中間見直しについて、事務局から説明をいただきました。何かご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

【委員】

今回検討してほしいという中には入らないと思うのですが、先に申し上げさせていただきますと、この資料4の基本方針2のAとなっておりますが、東京都のレッドリスト、この2ページに絶滅危惧種等の記載があるのですが、私どもが活動している上で最近特定外来種、動植物が見られます。そのことと、絶滅しそうな植物を温存、あるいは増やしていくためには特定外来種についても考えていかなければいけないというところが、資料2のほうでも触れてはいるのですが、もう少し強化したほうがいいと。府中市の現状を見て、侵略的な外来種の防除と表しているのですが、このことについてはあまり市民の方への徹底がなされていないとされていて、担当課のほうには現実、事実を私どもの活動から見えてきたことは報告させていただいておりますが、まだまだ市民への周知が足りないと思っているので、その点も書き加えていただければと思います。これは意見です。

【会長】

ありがとうございます。端的にいうと、もうレッドリストだけではなくて、外来種のほう、特定侵略的なほうも加えたらいいかなという提案。

【委員】

専門家ではないので、この特定外来種が増えるとこれが温存できなくなる、アレロパシー等の関係上、いろいろあると思うのですが、総合的な見方をしてほしいと思います。

【会長】

例えば外来種の単純に種数が分かると同じようなデータとして成り立つ可能性がありますね。それが実施できるかどうかは別として、それを検討していただきたいということですね。

【委員】

よろしくお願いします。

【事務局】

事務局から、植物に関連してのみになるのですが、令和6年度に東京農工大学さんへの委託研究によりまして、府中市内の特定外来植物、それと東京都のレッドリストに載っている希少な植物で対策が必要なものというので、一応リストアップ自体は済んでいます。ですので、こういったデータを用いて、今後施策を考えていきたいところではあるのですが、どの特定外来生物が在来希少種に影響を与えているか、そのあたりのより詳しいところになると、やっぱり専門的な研究などをいろいろと積み重ねていく必要などがありますので、個別にどの種に関して対策をとというのはなかなか難しいところもあるかと思うのですが、例えば場所によって、より保全が必要な植生環境だとかそういったところを守っていく、そういったところのガイドラインに対策が必要な外来種、この種は除伐とか、そういったところを盛り込んでいくとか、そういったことが考えられるかなと、考えております。

【委員】

よろしくお願いします。

【会長】

これに関しては、外来種は委託していたと思うのですけれども、その案だとか、その指数で今のレッドリストの種数と同じようなデータにできるかと思いますので、それをまずは出していただいたほうがいいかなと思いました。

【委員】

まず、資料5の指標変更予定一覧についてなのですが、この中で変更理由として、総合計画（後期）との整合性を確保するためと、これ、計画を読まないとか何かというのが分からないので、簡単でいいので何の理由なのかというところをぜひ記載していただきたい。また戻って読みにいくのは大変だし、委員が代わったとき、何で変わったのかというところがありますので、簡単に記載いただければと。お願いします。1点目。

2点目は、先ほど資料6のアイデアという話がありましたけれども、恐らく、なかなか意識が低い人たちが情報を取りに行くというのは難しいと思います。例えば、市のホームページでこういう取組をやっていますと紹介しても、興味がない人は見にいかないの、例えば、ホームページのトップページに、今エネルギー価格が高いので、電気をこうするとこれだけ安くなりますと、金額でいくというやり方があります。これは国のほうでも結構そういうやり方をしていますので、できればそういう金額で、電気これくらい、ガスこれくらい、ガソリンこれくらいと、取組の内容はそれぞれ国のホームページに飛んでもいいですし、省エネルギーセンターというのがありますので、そこへ飛んでもいいですし、リンクでもいいですので、取組を紹介してあげるといところから入って、しかも金額で。金額の横にCO₂削減量これくらいと書けばいいと思うので、そういう何かより積極的な情報提供活動をお願いしたいと思います。

以上です。

【会長】

ありがとうございます。今の2点のご提案に対して、事務局から。

【事務局】

お答えさせていただきます。ご意見として至極もったもだと思いますので、取組に反映させていただければと思います。またご相談をさせていただければと思います。ありがとうございます。

【会長】

では、その他いかがでしょうか。

【委員】

では、議事の進行もあるので短く。資料5の5ページの31番の府中の環境のことを、これは市民にとっても重要な情報だと思います。事務局のほうに伺いましたところ、令和6年度版が、この7月によりやく発行ということになりました。聞くところによると職員体制の問題だと伺っております。発行がスムーズに進むような職員体制、もっといって職員の負荷の低減につながるような職員体制にしていadakよう、ぜひこれは環境政策課長に、理事者のほうに話を進めていただきたいなと思っています。以上です。

【会長】

すみません、その内容はこの会議の内容。

【委員】

そうです。府中の環境という大変重要なデータを市民が見ることができなかったということが、本来ならば令和6年度は、令和7年の出納閉鎖を経て、10月ぐらいに発行するのが普通だと思うのですが、1年ほど先送りになってしまった。その理由は職員体制だったということ伺っているの、市民が貴重な情報を得るためにも体制の改善をぜひ進めていただきたいと思いました。

【会長】

これは事務局の人員体制を何とかしてくださいという話ですか。

【委員】

あと仕事の割り振り。

【会長】

割り振りを何とかしてくださいという話ですね。これに対して何かご意見ありますか、事務局から。

【事務局】

事務局です。人事的な体制的なお話があるのですが、なかなか市全体のバランスというところもありますので、その部分について思いとしてはございますが、結果として全体のバランスというところを考慮しなければいけないところもあります。

ただ、おっしゃるとおり、今まで見られていたタイミングで見られないということがないように、今後は努めていければと考えています。

【委員】

ぜひ職員の方の負担軽減につながるようお願いします。

【会長】

ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

【委員】

1点意見と1点確認なのですが、意見に関しては、先ほど委員から、特定外来の話について出たと思うのですが、すごく重要な視点だなと思ったところでした。在来種を残していくというその視点だけではなくて、外来種の対策についても記載するのはすごく大事だなと思った一方で、なかなか記載の方法というのが難しいなと感じていたところでもありました。最近でもクビアカツヤカミキリとか、そういった特定外来が急に広がり始めている状況もあったりもするので、突然増えたりするみたいなのところもあったり、その防除は難しいという状況もある中で、どのように指標として記載するべきなのかとか、何かしらの文言として記載するべきなのかというところが、私の中でもまだまとまてはいないので、きちんと検討をして記載する必要があるなと思ったところだったので、重要な視点ながらも記載の仕方、きちんと考えていかなければいけないなと思ったところでした。

特に個人的には、アライグマの対策については、既に府中市さんは捕獲わなの設置とかを進めていると思うので、そのあたりに関連して何か書けるのではないかなと思ったりもしているのですが、まだまとまり切っていないところがあるのですが、1つ意見でした。

あともう1つ確認に関しては、府中かんきょう塾に参加した人数、こちらに関しては資料5の8ページの指標一覧、2027年度からというところ、一番下に指標から除外したが参考値として今後も数値の把握を継続する指標というのがあったと思うのですが、この中に府中かんきょう塾に参加した人数を外したというところがありまして、すみません、聞き逃していたら申し訳ないのですが、何で外してしまったのだろうなと思っていまして。かんきょう塾、私も参加させていただいたことありますが、すごくよい取組だなと思ったので、何かしら指標に盛り込み続けられるといいのかなと思ったのですが、ちょっと外した背景なんか確認したいなと思ったところでした。

【会長】

委員から2つありまして、1つは特定外来種に対する記載の仕方を検討していくといいのではないかとということと、2つ目が、これは質問になりますが、かんきょう塾の人数把握を指標から外した理由をもう一度教えていただきたいということです。事務局、2つ目のほうで回答をお願いいたします。

【事務局】

回答させていただきます。かんきょう塾の参加者人数を外したところでございますが、先ほど申し上げたとおり、参加人数については事業がどれだけ実施されたかを見るための指標でございまして、今回は環境意識の向上というものに変えさせていただきます。事業によってどのような成果が得られたか、どんな意識変容があったかというところを見るための指標に変更させていただいております。そのため内容は少し違うのですけれども、活動量というところから、その事業を行った上での変化、成果というものを重点的に見たいというところから、外させていただきますところになります。

【委員】

ありがとうございます。すみません、そうすると何で府中水辺の学校は残して、かんきょう塾を外したのかなというところも気になりました。どちらもよい取組なので、片方だけ抜いてしまうというのも何かもったいないなと思ったので、ご無理のない範囲なのですが、何かしらの形で盛り込めるといいのかなとは思ったところでした。

【事務局】

総合計画も踏まえまして、どこを抜くか抜かないか調整をしたいと思います。ご意見ありがとうございます。

【会長】

その他いかがですか。

【委員】

質問なのですけれども、資料5の3ページの項目でいうと15番の修正の記載のところなのですが、「市内緑地等の自然共生サイト認定を目指す」というのは、これは市として市の持っている緑地などについて自然共生サイト認定を目指すとしているのですか。それとも事業者がやることを支援するということなのか。これはどちらなのですか。

【事務局】

では、事務局から説明を。この15番のところ、まず前段に書いてある「市内緑地等の自然共生サイト認定を目指す」というところに関しての、「市内緑地等」は市で管理している公園などを指しているのご理解いただければと思います。

【委員】

分かりました。

【会長】

それに関して、どこを候補として挙げているとかいうのは、今のところ、議論はない状態でしょうか。

【事務局】

現時点では、市が主体となって認定を目指すものとしては、重点プロジェクトの対象にもなっている武蔵台緑地をまず候補として考えているところです。

【会長】

ありがとうございます。そのほかいかがですか。委員。

【委員】

資料5の8ページの先ほど委員がおっしゃった府中かんきょう塾に参加した人数なのですけれども、これ多分前の期ぐらいに議論になって多分環境意識が変容した人になったと思うのですが、参加人数が減っていった中で環境意識が変わっていてもあまり意味がないのかなと思うので、どちらも必要かなと思った次第です。そこを検討していただければと思いますというのが1点です。

もう1つが、資料6の表面の市内の温室効果ガス排出量と消費量に関してなのですが、これは前の前ぐらいの期だったかと思うのですが、都市バイオマ

ス発電、街路樹の剪定木とか、あと家庭から出る家具とかの木材。そういったのをつくってはどうかという話が一瞬出たと思うのですけれども、その可能性はやっぱりあそこを残す方針になったから、難しくなったのでしょうか。もしできればいいなと。以上2点です。

【会長】

1つ目に対しては、先ほどかんきょう塾の人数を残していただきたいという委員に賛成という。

【委員】

そうですね。

【会長】

2つ目は、以前議論が少し出たという、剪定枝なんかのバイオマス発電の可能性についてはいかがなものか、できるものなのかという可能性に対してのご意見。

【委員】

可能性は残っているのか。

【会長】

可能性は残っているのか。それについて、2つ目のほうについて回答いただければ。

【事務局】

剪定枝ですが、バイオマスの関係についてはやはりまだ依然として研究段階、検討させていただいている最中でございます。まだ具体化しているものではございません。

【委員】

すみません、大東市とかの取組があるので、もし可能であればここもかなり緩和されていくのかなと思ったので、もしよろしければ、可能性が残されているのであれば、今後ぜひご検討いただければと思いました。

以上です。ありがとうございます。

【会長】

その他。委員。

【委員】

今の委員にちょっと関連して。今年度学校給食センターから出る残渣は、知るところでは全量堆肥化されていると。燃やさないで堆肥にできていて、府中のある一部の農地に戻ってきているということを伺いました。例えば保育園とか、他の施設でそういう残渣が出る場合も、堆肥化というものをどんどん増やしたらどうかと思う次第で、エネルギーは違う意味での使い方によってはCO₂を削減して、府中市の農地に戻ってくるという考え方というところももっと入れてほしいなと。これはどこに入れていいかわからないのですけれども、実際にやっていらっしゃるの、そこをもっと膨らませたらいいと思いました。

それともう1つなのですが、雨水の下水排水に出さないために、できるだけ浸透を増やしていくというのが、資料5の2ページにあります。見直し理由で現状に合わせた取組内容にするためとありますが、各家庭に雨水浸透ますを設置する助成金ですとか、新築が増えている中で、できるだけ費用を抑えた形で設置できるような形とか、この雨水浸透施設の設置を推進しという、もう少し具体的に教えてほしいです。よろしくお願いします。

【会長】

委員から2つのご提案、環境制度の取組として指定することは可能かということだと思えるのですけれども、ここの堆肥化だったり、雨水の浸透促進ですけれども、これに関して事務局からご回答をお願いいたします。

【委員】

10番、11番、あと12番も関わる。

【会長】

資料5の10から12ですね。お答えはできそうでしょうか。

【事務局】

資源循環推進課の大川です。生ごみ処理の堆肥化についてなのですが、委員さんおっしゃるとおり、今後、園幼会でも将来的にいろいろ目を向けていく分野だとは思っているのですが、ちょっとまだ現時点で処理先の確保ですとか、特定の施設だとしても収集するためのコストですとか、そういったものを考えますと、現時点でつくるところではないと考えていますので、現時点では東京都ですとか、そういった取組を進めるような動きも若干ありますので、動きを注視している、まだそこまでの段階でございます。

以前、特定の地区ですとか、モデル実験とかいろいろやったのですが、やはり給食センターみたいに特定のところだと、ある程度堆肥化するのに安定して得られるのですが、不特定になればなるほど堆肥化するのは難しかったりという問題もありますので、まだその動きを研究しているという段階でございます。

以上です。

【会長】

ありがとうございます。2つ目の雨水に関してはいかがですか。

【事務局】

公園緑地課です。公園緑地課では、新しく改修するとか、ある程度大きな規模で工事をする際に、グリーンインフラとして植栽帯などの水を集水ますに集めて地下に浸透させるという取組をしています。それによって下水道に雨水を流さない、流出抑制、一応それなりの取組を新たに改修するときは入れたりもしている事例もございます。

以上です。

【事務局】

追加で。環境政策課においても、エコハウス助成金の中に雨水浸透施設に対する助成がございまして、建物等に屋根に降った雨水を地中に浸透させるための構造を持ったますを設置した場合、助成金をお出しするというものをさせていただいております。

以上です。

【会長】

ありがとうございます。

【委員】

今の両方既に知っている情報をいただきました。ただ、腐葉土に代えていくというのは、府中市の学校給食センターで行っているわけですから、そういう市内から出る、ほかの施設もあるわけですから、そういうところは回収しやすいのかなと思って。まだ個別に収集するというのを申し上げているのではなくて、たくさん資源が出るところを、もっと資源の有効利用ができたらという意見です。

もう1つ、エコハウス助成金については存じ上げているのですが、例えば太陽光パネル、新築には全戸付けるということも今の風潮で出てきています。そういう意味で、新築については全部雨水浸透ますを増やして、もっともっと点を増やすことで大きな貯留施設が不要なぐらい増やしていくことも必要なのではないかということも考えられると思っているところです。

10、11、12番の赤で示されたところについて、どういふ変化が加わったのか、私にはちょっと見えづかったところです。もう少し分かりやすく表現されたらどうかなと思いました。

【会長】

ありがとうございます。では、記載のところをもう少し詳細にするということ。今の現地でやれていることも含めてでも、そういうのを記載しておいたほうがいいかと思いますので、それを十分に検討していただくということにさせていただきます。

時間が押していますが、その他。

【委員】

資料6の基本方針1、民生（家庭）部門のエネルギー消費量削減のところなのですが、雨水浸透ますもそうですが、戸建てへの対応を中心に書かれているのですが、集合住宅、特に新築のマンションが大規模改修等をして、屋上へ太陽光パネル設置を推進するような、そういう事業ですか。それを市でサポートするようなことは考えられていないのでしょうか。大規模改修に合わせて屋上に太陽光パネルを設置するといったことを、市から情報や助成金とかをもらいながら実行できたらと思うのですが。

【事務局】

まず、府中市にはそのような助成が今のところないというのが市の状況でございまして、公共施設に関する設置については、ある程度進んでいるのでございますが、市においてはやはり財源というところがありまして、そちらまで踏み込むべきか否かというところは、検討すべきところでございます。

今、いただいたご意見としては確かにそのとおりだと思いますので、今後の政策、エコハウスの助成について変えていくかどうかというところについて検討させていただきたいと思っております。現状、こうしていきたいと明言はできないのですが、政策の参考にさせていただきたいと思います。

【委員】

ありがとうございます。市のほうで助成金を出すというよりは、東京都や国からマンション等への設置に助成が出ますという情報を流して、設置を促すような活動なら、比較的予算が少なくてもできるかなと。少なくともご検討されたらよろしいのかなと思います。

【事務局】

ありがとうございます。そのようにさせていただければと思います。

【会長】

そのほか、いかがでしょうか。

【委員】

資料5の4ページの21番なのですが、言葉遣いがこれでは分かりにくいと思うので修正したらどうでしょうかというだけの話です。「過料徴収を実施し、ごみやたばこのポイ捨て」、過料徴収って、多分たばこのことですね。何かペットの糞尿も過料徴収する対象になっているかのような、要するに過料徴収実施をぼんと頭に持ってくると、全てに対して過料徴収を実施するみたいになるので、ちょっとそこだけ。

【会長】

これは文章の修正をお願いいたします。委員。

【委員】

私のほうは、シンプルな提案なのですが、先ほどの雨水浸透施設の話に関連して、資料5の2ページのところ、10、11、12に記載があると思うのですが、ワードとして雨庭とかレインガーデンというところもしっかり文字として出してもいいのかなと思ったところでした。雨水浸透施設は、なかなかイメージが湧きにくいところがあるので、その中にはますの話もあったり、レインガーデンということで、植物なんかも関連した雨水の浸透施設もあると思うので、詳細をまず

は記載してみるのはどうかなと思ったところでした。

【会長】

1個に限定せずに、そういったレインガーデン、私は知らないのですが、そういった動きがあるなら、そういうのも含めるような複数の対策が必要だと。

【委員】

括弧づきで記載するぐらいでもいいのかなと思いますし、ワードとして出しておいたほうがいいかなと思いました。

【会長】

建設的なご意見でいいかと思います。その他。

【委員】

第1回環境審議会の資料2の中間見直しの対処の10ページです。2つあって、各基本方針の指標、これは今、議論されていますが、2つ目に各方針に基づく取組内容というのがあります。これは資料5には示されていない。環境基本計画書の第5章重点プロジェクトには、3つのプロジェクトがあります。これらについて中間での評価というか、方向性ということで、先ほど資料2で「今後の取組の方向性」ということで、指標については入れていただきました。それと同じように、特に重点プロジェクトについて、このまま変更もなく進めていけばいいのか、それとも方向転換が必要なのかどうかということを折角の中間見直しなので、立ちどまって評価する必要があるのではないかと思います。重点プロジェクトは3つあるので、それぞれについて今後の取組の方向性、かじを変えるのであればその内容を記述する必要があるのではないかという意見です。

【会長】

ありがとうございます。今回の資料にはないので、ここではご提案として重点プロジェクト3つについても、中間見直しが必要なのではないかということでしょうか。

【委員】

そうです。資料5は環境基本計画書の114ページまでしか見直しがされていないので、第5章重点プロジェクトがこの項目の中に入っていない。

【会長】

だから、今回には入っていないので、今後の議題としてそっちのほうもという……。

【委員】

第5章を大幅に変えることはできないのであれば、1つの提案として「今後の取組の方向性」について追記してはどうか。プロジェクトの方向性が間違っていないならよいが、方向性を切り替えるとか、追加的な施策を入れるとかあれば、記述する必要があるのではないかということです。

【会長】

今だと時間がないので、次回のほうで回していただくということでよろしいですか。

【委員】

はい。

【会長】

ありがとうございます。ちょっと時間が、実際もう過ぎてしまっています。まだほかにも議題が追加でありますので、ここまでとしたいと思います。

それでは、「その他」に移ります。それでは、本日の議題については以上となります。

次に、4「その他」ですが、事務局からお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございます。事務局からは3点ございます。初めに、公園緑地課より府中市公園ガイドラインについてご報告がございます。公園緑地課より、よろしく願いいたします。

【事務局】

公園緑地課の大塚と申します。それでは、資料7、府中市公園樹木等管理ガイドライン、「ふちゅうの公園樹木ブック」についてご報告をさせていただきます。

委員の皆様には、本ガイドライン作成に当たりまして、本審議会の貴重なお時間の中で様々なご意見やご助言をいただき、誠にありがとうございました。最後にこのガイドラインをご審議いただきました令和7年度第3回の本審議会の時点で、内容についてはおおむね固まっておりましたが、出典元から使用許諾を得ることができなかった写真やイラストがあったため、改めて別の出典元へ許諾申請を行ったほか、当課職員による写真の撮り直しを行いました。また、最終的な校正作業にも時間を要したことから、当初の予定よりも完成が遅れてしまいましたが、このたび策定いたしましたので、ご報告させていただきます。

完成したガイドラインにつきましては、府中市のホームページで市民向けに公開するとともに、道路や学校など市が所管する施設において樹木を管理する関係部署にも共有して活用してまいります。

改めまして、委員の皆様のこれまでのご協力に心よりお礼申し上げます。ありがとうございます。

以上でございます。

【事務局】

続きまして、前回の審議会においてご提案のありました光害対策について、委員から資料をご提出いただいておりますので、ご説明をお願いしたいと思います。時間が押しているので、当初10分と申し上げましたが、少し短めに。

【委員】

では、10分で。その代わり、1つお願いがあります。府中の環境のところの記述を読み上げるのに時間がかかるので、その間はストップウォッチをとめていただいてもいいですか。読むだけです。ありがとうございます。

それでは、10分ということで、お時間頂戴しましてありがとうございます。お手元にあります資料の一部を読み上げる形で行います。

まず、11ページ、11番「情報公開等請求の結果」をご覧ください。令和3年、八王子、武蔵野、三鷹、そして渋谷区に情報公開等請求をした回答の一部です。これは市民からの苦情です。街路灯がLEDに変わりまぶしい、看板の照明がまぶしい、街路灯の光が自宅に入ってくる、街路灯の光で野菜の生育に影響が出ている、自宅前の街路灯がオレンジ色から白色に変わりまぶしい、街路灯の光で並木が枯れている、これが光害です。

回答を読んで思ったことは、被害があることが分かっているながら、対策を実施しない、これは環境整備という視点から考えてどうなのだろうということをまず思いました。

次、3ページ、1、目的、用語説明をご覧ください。光害とは、良好な光環境の形成が街路灯、屋外広告照明など、人工光の不適切あるいは配慮に欠けた使用や運用、漏れ光によって阻害されている状況、またはそれらによる悪影響のことです。そして良好な光環境とは、地域の社会的状況や生態系、夜空を含む自然環境の特性を踏まえ、自然な照明により社会の安全性、効率性、快適性や良好な景観を確保しながら、省エネルギーの実現や自然環境への影響を最小化する十分な配慮がなされている光環境のことです。

本来ならば、ここでイメージをご覧いただきたいところですが、こちらにはございませんので、もしお手元に今後見ることがありましたら、よろしくお願い致します。

これから申し上げること、今まで申し上げたことも含めまして、ほとんどが環境省光害対策ガイドラインから引用しているものであります。私の個人的な意見ではないということをご理解ください。

次、1ページをご覧ください。環境政策課が公表した平成15年度から令和元年度までの府中の環境事業報告書に記されたものです。令和2年度からは第3段落はありません。では、読み上げます。

光害については、都市化の進展と交通網の発達による屋外照明の増加や過剰な照明により、夜空が明るくなり星が見えにくくなったり、人間の心安らぐ夜の環境が阻害されるほか、農作物や動植物に悪影響を及ぼす恐れや、地球温暖化対策の省エネルギーの観点からも対応が求められています。

そのため、防犯面や安全面について配慮しながら、照明設備の整備の際は光害の対策を進めるとともに、光害に配慮した照明設備の管理が必要となっています。

市では、現在、対策等は進んでいませんが、関係部署と連携し照明機器の設置状況や周辺への影響などを調査し、その結果をもとに良好な照明環境の保全に関する指針をつくるなど対策を推進していく予定ですとしています。

5ページをご覧ください。これは令和8年7月に公表した最新の府中の環境令和6年度事業報告に記述された光害の項目を読み上げます。

本市においては、環境省「光害対策ガイドライン」の考え方を踏まえ、防犯性や安全性の確保に十分配慮しつつ、公共施設や道路照明等の整備及び維持管理に当たり、上方への漏れ光の抑制、照射方向の適正化、必要最小限の明るさの確保、色温度への配慮、点灯時間の見直し等、光害の防止に配慮した照明設備の導入を推進します。

あわせて、市民及び事業者に対しては、屋外照明や看板照明の適切な点灯時間の管理や不要時の消灯等について普及啓発を行い、地域における良好な夜間環境の保全及び省エネルギーの推進に向けた取組を進めていきます。

2ページをご覧ください。これからが私の提案です。今までの2つは、府中市の環境政策課の思いでした。これからは私の提案です。1番、市は設置・管理する公共施設や道路照明等の整備及び修繕・維持・管理に当たり、上方への漏れ光の抑制、照射方向の適正化、必要最小限の明るさの確保、色温度への配慮、点灯時間の見直し等光害の防止に配慮した照明設備を導入すること。

2、現在、すでに設置されている市が設置・管理する公共施設や道路照明等について、上方への漏れ光の状況、照射方向、必要最小限の明るさ、色温度、点灯時間等について光害の防止に配慮した照明設備か否かを調査すること。

3、市は市民及び事業者に対して、屋外照明や看板照明の適切な点灯時間の管理や不要時の消灯等について市報・ホームページへの掲載、講習会等により普及啓発を行い、地域における良好な照明環境の保全及び省エネルギーに取り組むこと。

4、市は職員のうち公共施設や道路照明等の設置・維持管理に従事する者へ光害対策の研修を年1回実施すること。

5、市は良好な照明環境の保全に関する指針を作成すること。

6、上記1から4について令和8年度から実施すること。市報への光害防止啓発記事は最低年1回行うこと。

7、上記5については令和9年度に作成すること。

※印の説明をいたします。冒頭申し上げましたように、平成15年度から令和元年度まで、事業報告書には同じ文言がずっと書かれておりまして、推進して予定ですとなっておりました。実施年を決めなければ、いつ着手するか分からな

い状況ですので、ここで改めて実施年度を区切ることといたしました。

項目について補足します。提案2は環境政策課が各所管課へ調査依頼するもので、環境政策課の方が全ての街路灯等を調査するものではございません。提案2の機器の選定・調査に必要な知識を獲得するために、速やかな実施が必要です。そうでなければ何が悪いのか悪いのか分からないということです。

3ページをご覧ください。ここからは光害対策の提案に至った理由を1から13まで分けて説明します。先ほど申し上げたように、1から6については、環境省のガイドラインから引用しております。私の個人的意見ではございません。

1、目的です。光害を抑制し、屋外における「良好な光環境」の形成を目的に、照明による人や動植物、夜空の明るさなどに及ぼす影響を防止することです。なお、道路交通や防犯上の安全性等の確保等については、それぞれの規定を適用するものです。

8ページに警察庁の發文、それから国土交通省の發文の一部を書いておきましたが、そこにも「光害に注意しつつ」となっております。

では、続けます。

2つ目、対象です。これについては全ての照明です。街路灯、防犯灯、屋外広告物等、スポーツ施設。あと対象とする者、これについては全ての者です。自治体職員、開発事業者、施設管理者、それから自治会や商店街などです。

4つ目、背景をご覧ください。環境省は1998年、光害対策ガイドラインを策定しました。そしてその改訂がございまして、今度21年に2回目の改訂を行いました。理由としましては、LED照明が省エネルギー効果が高いけれども、地球温暖化の観点からはそれが必要なものですが、それゆえの特徴があります。そのために光害防止については改めて指針を統べる必要があるということで改訂したところですよ。

管見によりますが、東京では八王子、三鷹、東久留米、中央区が防止の指針を作成しております。府中市では、第1次府中市環境基本計画に光害の防止対策を規定していました。現在、府中市から光害が消滅しているのでしょうか。

5つ目、5ページをご覧ください。光環境の動向です。LED化が電気代や管理費の削減効果、それから照度の増加など、安心感が高まっていると評価されています。その一方で、必要以上の明るさやまぶしさを引き起こしてしまい、光害となる可能性があります。屋外広告物等についても最近はデジタルサイネージとか、動くものがございまして、いろいろな問題が出ています。

このような明るさは、中央区のような都心だけではなく、府中市についても同様に見られるものです。

次、6ページをご覧ください。屋外照明による環境影響です。今日は農工大の先生方がいらっしゃるのでも、それぞれのご専門の立場からご意見をいただければと思いますが、まず、人への影響です。快適性の問題があります。屋外照明による住居内への侵入光による居住者の安眠やプライバシーを阻害することなどが挙げられます。ビルの窓からのものもそうです。

次に、安全性です。不適切な照明の場合には、見えにくさや不快感、それからまぶしさを生ずることがあります。それで安全性が損なわれます。それから、人の24時間リズム、これ簡単に書いているのですが、概日リズムと申し上げますが、人には24時間のリズムがございまして、LEDではそれが阻害されるおそれが多い研究者から報告されています。

次、動植物への影響です。人工光については、動植物に様々な形で影響を及ぼします。重要なことは1つの環境で生息、繁茂している種類の異なる動植物の間に、極めて複雑な食餌、寄生などの交絡関係があること、遠隔の場所から人工光で誘引されて飛来する昆虫など、多くの問題があります。これらは生物多様性に

問題があるものです。

植物、これについては吉田先生が詳しいかもしれませんが、光合成など成長、栄養に関わる影響、それから花芽の形成の影響、受粉のための昆虫への影響。昆虫については井上先生がお詳しいかと思いますが、都市、それから都市に植えられている街路樹についても屋外照明による影響が報告されています。これについては……。

【事務局】

10分経ったので少し納めていただければ。

【委員】

では、もう1点だけ。あと農作物について、これについてはイネ、ホウレンソウなどの影響がございます。お読みいただきたいと思います。

あと、三鷹市でも光害の指針を作成しております。

あとヒアリングについて、これ、ちょっと申し上げたいのですが、農業委員会事務局の方にヒアリングしました。そうしましたら農業者が生育異常の話は入っている。だけれどもこれについて環境、主管課には情報を流していないということがございました。これはいかがなものかなと思いました。それから5月21日の農業委員会では、農業委員会会長さんから、光害についてのお尋ねを委員さんにされております。そこでは光被害があるというお話がありました。

それから、商店街電気料補助金も係長さんから伺いました。ここでは光害の防止はしていないということ、それから補助金の交付に当たって点灯時間の規定もないということ、補助金は商店街が使った電気料の100分の95が市から支給されます。

あと、皆さんの同僚、研究者の方である鈴木栄先生に研究室でお話を伺いました。夜間の人工光は植物の成長に影響しますというお話がございました。

それから府中の農業者からは、実際に葉ものの野菜に早くとうが立ってしまうということがございました。

【会長】

もう追加で1分やりましたから、ここで切りたいと思います。

ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご質問、意見等ありましたらお願いいたします。

【委員】

立派な資料をつくられて、調査、正しいなと思いますが、例えば光を環境基本計画のどこに、どのように入れるかというのはよく検討しなければいけないなと思います。

それと光というのは、人によって今、悪い例がありますけれども、いい例といえますか、例えば具体的な事例で、大國魂神社のしだれ桜を下からライトアップ、下からライトアップから駄目と言うかもしれませんが、あれは一番きれいな季節に一番きれいに見せている。それからけやき並木の紅葉の時期に、あれも下からライトアップしている。それが駄目となってしまうと、癒しがなくなってしまう。

あと、けやき並木通り沿いに12月からクリスマスの時期に、LEDつけていますね。あれもどちらかというと、僕ら夜が長くて気持ちが暗くなる時期にああいうものをつけることによって、人が出て行って、商店街も活性化するからあれはいいと僕は思うのですが、それ等について個別に見ていくと、誰かがそれは駄目だと、いいとか、いろいろ意見が出ると思うのです。それがほとんどの人が納得するような方向性を計画に織り込まないと、難しいのではないかと。

例えば公害の問題なんかの場合は、排ガスの場合はppmですね。SO_x、NO_x、それから騒音振動はデシベルがありますね。照明の場合はカンデラ、ルー

メン、ルックスということなのですが、あくまで照明の強さですから、それがどういう形で管理していくかというのはなかなか難しくなるなということ。概念としてはガイドラインがあるし、すばらしいと思うのですが、それを具体的に織り込むときには相当工夫しないと、いろいろな反対意見が出るかなと感じました。

以上です。

【会長】

ありがとうございます。防犯面など、そこら辺も加味しなくてはいけないというのは、まさにというところかもしれません。

それに対して反応するともう時間が長くなってしまうので、今は他の委員からの意見のみで終えたいと思います。

【委員】

1点、景観条例があると思うのですが、景観条例との整理といったらいいのですか、どこまでが景観条例で範囲が規定されていて、どこからが今いただいた意見の外側なのかみたいなのは、一旦整理をしたほうがいいのではないかと思います。

以上です。

【会長】

そのほか、委員。

【委員】

ホームページを見ると、クールネット東京が照度計を貸し出している。ほかにもCO₂の計測器とか、いろいろ貸し出しているのですが、私、本当勉強不足なのですが、なぜそのように照度計を貸し出しているのか、勉強しておきたいと思いました。

【会長】

ここでは意見、委員のご提案に対して、どういう感じですか。賛成でそういう意見という感じですか。

【委員】

実体験でいいますと、レタスなども野辺山は真っ暗にして育てていて、明るいと育ちが全然、巻き切らないとか、いろいろ聞いています。

【会長】

すみません、これはもう時間がなくて多分次回に持ち越す必要があると思うのですが、そのときにご提案いただいたように、どういった点に注意しないといけないとか、それを出した後で揉んでいくとかをしないと、多分終わらないと思うので、個人的なご意見よりは、今、賛成なのかとか、そっちのほうをメインでお答えいただけると。委員として今は。

【委員】

検討していきたいと思います。だからこの時間外にこれに特化したメンバーで話し合ったものをここに持ち込むとか、いろいろやり方はあると思うので。

【会長】

そういうご意見をしていただいたほうが助かると思います。委員。

【委員】

市の平成15年から見直されていないというこの文章、ちょっと残念ですが、20年以上もたっているの、ぜひ見直してほしいと思います。委員のこれには、一応私としてはいろいろ農作物の被害等考えると、賛成です。ぜひ時期とか、さっきおっしゃっていた冬の間は別に植物は育っていないわけで、そういう照明とかけやし並木とか、それはいいと思うのです。葉が全部落ちてしまっているし、そういう時期もちょっとよく検討に入れたらどうかなと思います。

以上です。

【会長】

委員

【委員】

私も基本的に賛成です。理由としては、国がずっと方針を立てていたということと、実際に実害がいろいろなところに出ているということと、おっしゃったように、工夫次第で抵触しないのでできるかなということがある。それをどうやっていくか考えていく必要があるかなと思います。

あと、第3次基本計画には基本方針4とか、あと基本方針1の脱炭素化とかにも関わってるかなと思うので、見直すことに賛成です。

以上です。

【会長】

ありがとうございました。委員。

【委員】

私もこちらの内容について、今後話していくというところには賛成です。それに当たって重要なのかなと思うのは、府中市として方針を見せるというところも大事ですけども、どういろいろな方を巻き込んでいくかというか、この方針を伝えていくかというところが大事なかなと思います。これは、府中市の所轄のエリアだけで済む話ではないと思うのです。事業者の光というところもあったりもしますし。公園などでは、エリアによって時間では乳類の保全のために暗くしていたりというところあったりするので、実際にもう進めているところはあると思うのです。ですので、そういったところとの連携と、さらに伝えていくというところを踏まえて、話をしていく必要があるかなと思いました。

以上です。

【委員】

時間がないのですけれど、一言だけいいですか。事務局につきましては、ぜひ市報に環境省光害対策ガイドラインのことを載せていただきたいと思います。

以上です。

【会長】

そのほかに、いいですかね。

それでは、私からのご提案として、今回委員がかなり詳細に提案を出していたので、これに対して今、委員から幾つかご提案があった。例えば景観条例を調べて整理する必要があるのではないかと、そういったところも踏まえて、10月にある会議にはもう議題とするということと、あとご提案していた26年度中に実施というところに関しては、会議の回数からして間に合わないかもしれないですけども、目的としては絶対に2026年というよりは、とにかく動き出してくださいというメッセージだと思います。ですので、そこのところまではきつく縛りをかけずに、次の議題として動くところで進めるということで提案したいと思うのですけれども、それでよろしいですか。

【委員】

1つだけ。環境省光害対策ガイドラインについては、今年度の市報に載せてください。

【会長】

ということに対しては可能でしょうか。

【事務局】

ありがとうございます。事務局としましてはご提案の趣旨は十分理解しました。今、中間見直しや環境基本計画のことをお話しさせていただいたのですが、現時点ではどのような指標でというものは明確に出せない部分があるので、追加することについては積極的に入れていこうと考える部分ではないのですけれども、今、

いただいた市報に出すというのは可能性としてはあり得る部分だと思いますので、対応できる部分については対応させていただきたいと思います。今後の環境政策の参考とさせていただくというところで、まず回答させていただきたいと思います。

【委員】

1つだけいいですか。6月の議会で、市の答弁を詳細に読み解くと、これは環境省ガイドラインの市報への掲載は決して逃げることはできないものだと思いますので、ぜひ今年度内に掲載をお願いいたします。

【会長】

それでは、本件につきましては、委員からご提案いただいた事項として、委員の皆様にもご共有いただいたということですのでよろしいと思います。

【委員】

確認なのですけれども、第4次計画をつくりましますけれども、ここに反映する議論ではなくて、中間見直しで光害のことを3次の中に盛り込むのか、いや、施策として、例えば指標を入れるとか、どうしようとしているのか、いまいちよく分かっているのですけれども。

【会長】

それはもう今回見直しなので入れるにはもう遅いかなという気があって、まずどういった指標をとるか、先ほどいろいろありましたけれども、取りあえず取組を始めてから、ある程度形ができてから指標に入れるか入れないかとするしか。

【委員】

いや、それは3次計画の中に入れられるかどうかということ。また中間見直しをやるということですか。

【会長】

それはもう遅いかと思います。

【委員】

そうなってくると4次計画のほうで項目を入れるかという話。

【会長】

になると思います。

【委員】

それと並行して、今、委員が言った内容について並行的に進めていくのですか、いろいろ。ご提案があった内容を基本計画とは別の路線で事務局としては、市としては進めていくということをおっしゃっているのですか。

【委員】

委員がおっしゃられたワーキンググループではありませんが、そのことがよろしいのではないですか。

【会長】

そこまで議案に入れ込むとか、いろいろやるにはまだ提案されたばかりなので難しいかと思います。

【委員】

ただ第1次には載っていましたから。

【事務局】

今いただいた内容ですと、恐らく第4次の環境基本計画のほうに盛り込んでいくという方向性にはなると思います。それに対する先ほど市報に載せてほしいという要望も、課としてもらったというイメージで受け取らせていただきますので、審議会としてというよりは課に要望を一意見としていただいたという認識でとどめさせていただければと思います。

【委員】

委員の意向としては、結局途中で立ち消えにならないように議論していったほしいということですね。

【委員】

いえ、違います。議論だけではありません。

【委員】

いや、議論して方向性を決めるというのを途中でやめないでという。これ3次からやれという。

【委員】

それは深まりますが、これは市としてやるべきものです。

【委員】

いや、それだと、ちょっといいですか。1次に入っていて、それなくなった経緯というのはやっぱりちゃんと把握しておかないといけないですね、なぜだったのか。それを踏まえて検討しないと。

【会長】

もう時間も押していますのであれなのですけれども、今回提案したからすぐに計画に入れられるというのは、またもう1回その審議をしなければいけないので、恐らく間に合わないのではないかと。それより、先ほどの委員が言われたように、ワーキンググループ等をして、そういうもので指標として適切かとか、いろいろなものを考えてから入れ込まないと、早急にあれも入れたい、これも入れたいといって強気で押していったって済むものではないので。この審議会としては、そういった手順を踏むという流れでいくしかないかなと思います。やっぱり中間見直しだったり、いろいろやる中の合間で今回動いてちゃんとやっていくのだぞということは、1つその目的はあると思いますので、全てを要求してもいい、提案したほうからしてもいいのですけれども、それが実際に採択されるかはまた別問題です。それは次回以降決めていく形かと思います。

それでは、事務局から連絡事項がありましたらお願いいたします。

【事務局】

最後に、次回の日程についてご案内をさせていただきます。第3回の審議会は10月28日水曜日、午前9時半から、場所は本日と変わります。府中市役所おもや2階Aの201会議室での開催となります。今回と場所が違いますので、ご注意ください。

後日、改めて開催通知書を送付させていただきますので、ご確認くださいと思います。以上です。

【会長】

それでは、次回は10月28日水曜日、午前9時30分から、場所は市役所おもや2階Aの201会議室で開催です。

本日は、これで府中市環境審議会を終了いたします。ありがとうございました。

—— 了 ——